

国民年金からのお知らせ

国民年金の保険料のお支払いが困難な時は

国民年金の保険料は、月額14,980円(平成24年度)ですが、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。

免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

平成24度の免除申請は7月から

免除の期間は申請した年度の7月から翌年の6月分までです。平成24年7月から平成25年6月分までの免除申請の受付は、7月になってからです。

【免除の対象となる所得基準】

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。失業の場合は、雇用保険の離職票、受給資格者証の写しなどを添付することで、失業者の所得を0円とみなすことができます。

<国民年金Q&A>

Q1 一部納付(一部免除)制度とはどのようなものですか？

A1 申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。一部免除には4分の1納付、半額納付、4分の3納付などがあります。なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますのでご注意ください。

Q2 昨年度に免除の継続申請を希望したのですが、改めて申請が必要ですか？

A2 平成23年度の全額免除と納付猶予に該当した方で、継続申請を希望した方は平成24年度の免除も自動的に継続審査されます。ただし、所得の申告が必要ですので、申告がまだの方は、市税務課で平成23年中の所得の申告をされますようお願いいたします。所得が0円の場合でも0円の申告が必要です。

未納にせずにご相談ください。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、市国保年金課の窓口にお問い合わせください。

■問い合わせ

市国保年金課国民年金係 **A1**階 TEL (23) 8928
大田原年金事務所国民年金課 TEL (22) 6313

国民年金

「とちぎ女性政策塾」受講者募集

- **期間** 7月14日～11月17日(全8回)
- **対象** 審議会などに参画する意欲のある女性
- **内容** 講義やグループワークを通して論理的思考、合意形成力などを身につけます。
- **申込方法** 「政策塾申込書」を6月23日(土)までに郵送、FAX、メールで提出してください。

那須清峰高等学校開放講座「アカデミアとちぎ」受講者募集

- **日時** 6月9日(土)・16日(土)・23日(土)・30日(土) 午前9時～正午
- **場所** 栃木県立那須清峰高等学校「木製プラント入れ」の製作

※パルティホームページから申込書のダウンロードや申し込みができます。
申し込み・問い合わせ
 パルティとちぎ男女共同参画センター
 TEL (665) 8323
<http://www.parity.jp/>

国際医療福祉大学塩谷看護専門学校オープンキャンパス

- **日時**
 - ・第1回 6月23日(土) 午前9時30分～正午
 - ・第2回 7月28日(土) 午前9時30分～正午

● **費用** 1000円
 ● **募集定員** 20名(定員になり次第締め切り)
 ● **申込方法** 左記へ電話で申し込み
 ● **申し込み・問い合わせ**
 栃木県立那須清峰高等学校
 TEL 0287(36)1155

■問い合わせ

● 第3回 8月9日(木) 午前9時30分～正午
 ● 第4回 8月25日(土) 午前9時30分～正午
 ● 第5回 9月22日(土) 午前9時30分～正午
 ● 第6回 10月6日(土) 午前10時～午後3時(学校祭同時開催)
 ※希望される方は左記までお問い合わせください。
 国際医療福祉大学
 塩谷看護専門学校事務部
 TEL 0287(44)2322